

## 競争入札参加者の等級別格付について

### 等級別格付の方法

等級別格付は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の29第1項に規定する総合評定値に、「工事成績」、「指名停止の状況」、「子育て支援、ワーク・ライフバランス」、「障がい者雇用」、「市道等除雪契約」、「消防団協力事業所認定」、「正社員採用」、「災害時応援協定」、「雪下ろし実施組合または間口処理協力業者登録」、「エコアクション21の認証・登録またはエコ通勤優良事業所認証・登録」、「女性技術者雇用」、「社会貢献、ボランティア活動」、「建設工事優秀技術者表彰」及び「上下水道緊急対応・待機業務」の発注者別評価点を加えて得た値（以下「総合点数」という。）及び法第3条第1項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可の有無並びに同法第15条第2号イに規定する者（以下「1級技術者」という。）の数により行います。ただし、この市に建設業法施行規則（昭和24年建省令第14号）第19条の3第1項第2号に規定する主たる営業所を有するもの以外のものに係る総合点数は、総合評定値に、「指名停止の状況」と「市道等除雪契約」の発注者別評価点を加えて得た値とします。

### 等級別格付の基準

等級別格付の区分は、次の表のとおりです。（工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規定（令和4年12月一部改正））

#### （1）土木一式工事

等級	要件
A	総合点数850点以上のもので、特定建設業の許可を有し、かつ、1級技術者である専任の者を3名以上置くもの
B	総合点数790点以上のもので、1級技術者である専任の者を1名以上置くもの。ただし、A等級のものを除く。
C	A等級又はB等級に該当しないもの

#### （2）建築一式工事

等級	要件
A	総合点数が870点以上のもので、特定建設業の許可を有し、かつ、1級技術者である専任の者を3名以上置くもの
B	総合点数が660点以上のもので、1級技術者である専任の者を1名以上置くもの。ただし、A等級のものを除く。
C	A等級又はB等級に該当しないもの

(3) 舗装工事

等級	要件
A	総合点数が830点以上のもので、市長が認める舗装専門の技術講習等を終了した1級技術者である専任の者を2名以上置くもの
B	A等級に該当しないもの

(4) 電気工事

等級	要件
A	総合点数が740点以上のもので、1級技術者である専任の者を2名以上置くもの
B	A等級に該当しないもの

(5) 管工事

等級	要件
A	総合点数が800点以上のもので、1級技術者である専任の者を2名以上置くもの
B	A等級に該当しないもの

設計金額に対応する等級

工事の設定金額に対応する等級は、次のとおりです。ただし、緊急を要する工事及び特別な技術を要する工事その他特に必要と認める工事については、この限りではありません。

(1) 土木一式工事

等級	設計金額
A	4,000万円以上
B	1,500万円以上 4,000万円未満
C	1,500万円未満

(2) 建築一式工事

等級	設計金額
A	5,000万円以上
B	1,000万円以上 5,000万円未満
C	1,000万円未満

(3) 舗装工事、管工事

等級	設計金額
A	1,000万円以上
B	1,000万円未満

(4) 電気工事

等級	設計金額
A	1,500万円以上
B	1,500万円未満

◆ 格付の有効期間は、2カ年度（次の登録まで）となります。（ただし、格付基準等の見直しを行う必要が生じた場合は変更になることがあります。）